

## 業務改善の実施状況報告

組織名	水産庁北海道漁業調整事務所	連絡先	011-709-2382
所管する業務の概要	外国漁船及び我が国漁船の指導・取締、農林水産大臣管理漁業の許認可、漁業調整、資源回復計画を含む資源管理措置の推進、漁船登録等にかかる認定・検査		

1. 職員の基本的な心構え・行動について	
・これまでの取組実績及び現在実施している取組	・今後の課題とその改善策
<p>農林水産省職員行動規範プロジェクトチームメンバーの助言を得つつ、「農林水産省職員行動規範～七つの問いかけ～」を職員全員に周知した。</p> <p>また、国民に信頼される公務員を目指し、「国民視点確認月間」後についても、国民目線に立った業務に取り組んでいる。</p>	<p>今後もこれまでと同様に、職員全員が農林水産省職員行動規範と国民視点を意識して、更に業務を自己改革していく意識が必要である。</p> <p>また、業務における諸課題を解決していくため、課内及び所内において、国民のニーズを把握した業務の点検をしていく。</p>
<p>平成21年9月～農林水産省接遇マニュアルを基に全職員を対象とした接遇研修を実施し、職員が接するすべての方に満足いただける行政サービスを提供できるよう努めているが点検の結果、電話対応において、組織名を短縮して対応している事例が見られたので、接遇マニュアルを基に指導し、丁寧な対応に努めるよう改善した。</p>	<p>今後もこれまでと同様に、農林水産省接遇マニュアルを全職員に周知していくが、新鮮味を持ち、ワンパターンや単調にならないように工夫する必要がある。よって、マニュアルだけでなく小規模のグループ単位で研修等を実施し、更なる接遇の向上を目指す。</p>
<p>各職員は漁業調整事務所は現場の「水産庁代表」として、所掌していない施策等についても理解を深めるため、水産庁だけでなく農林水産省全体の業務についても積極的に可能な限り情報収集に努めている。</p>	<p>各職員の業務量が増大しているため、農林水産省全体の業務を理解するための時間を業務の合間に作り出すことはなかなか容易なことではないが、所掌していない事項に関しても国民から問い合わせ等があることから、一人一人が心掛け、当然の義務として引き続き、農林水産省全体の業務を理解するよう努力する。</p>

また、所内において、総務課・資源課・漁業監督課、各々の業務について理解を深めるための勉強会を開催し、横の連携が図られるよう情報の共有化を図っている。また、水産庁の事業関係資料の収集等に努めるとともに、関係漁業団体との協議の場等を通じて情報提供を行っている。

また、所内における他課の担当業務の修得に関しては、情報の共有等により横の連携も図られこれまでの勉強会の効果もあらわれてきたが、今後もより深い理解のための勉強会を継続していく必要がある。

## 2. 国民視点に立った業務の遂行について

・これまでの取組実績及び現在実施している取組

・今後の課題とその改善策

(政策・事業等の企画立案・推進に関する取組)

(政策・事業等の企画立案・推進に関する取組)

職員の服務等業務運営に必要な取り決め等の周知のため、所内全職員参加のミーティングを開催し、業務の円滑化と職員間の意思疎通を図っている。また、多様化する内規等の周知徹底等に努めている。

今後もこれまでと同様に、出来る限り所内全職員参加のミーティングを開催し、更なる職員間の意思疎通と全職員に内規等の周知を徹底する。

資源管理のための現地説明会や意見交換会において、現場の声（国民ニーズ）を伺うとともに水産庁・関係機関へも正確に伝達できるよう情報収集に心掛けている。  
現場の声については、業の振興という観点により漁業者側のみに片寄ることのないよう各方面からの情報収集も怠らないよう留意している。

今後もこれまでと同様に、漁業現場における各種説明会や意見交換会へ積極的に参加し、現場意見等の情報収集について積極的に対応する。  
また、漁業関係者のみならず、加工・流通業界の意見等情報収集も積極的に行うよう努める。

漁業者に対して、法令遵守・安全操業指導を行っている。特に北海道はロシアと隣接しており、越境操業等の違反が発生すれば重大な事件に発展しかねないため、積極的に指導・取締を行っている。

今後もこれまでと同様に、漁業者に対して、法令遵守・安全操業指導を行っていくが、限られた取締体制下においては北海道全海域に目を届かせることは難しい状況にある。今後も関係機関と協力し過去の問題発生地区を重点的に指導・取締を行っていく。  
また、会議や洋上などの場を通じて、一層漁業者と対話する機会を捉え、指導等を行っていく。

また、機会あるごとに漁業者に対して会議や洋上で法令遵守、安全操業を行うよう引き続き積極的に指導・取締を行っている。

漁業者間の漁場競合による漁具被害等トラブルの防止を図るため関係漁業者の意見を聞きながら、指導・取締を積極的に進めている。更に現場の意見等を尊重しつつ、競合する漁場の円滑な利用を図ることを心掛けている。

(リスク管理に関する取組)

大臣許可漁業の許認可業務に関しては、大量の個人情報を管理することから、取り扱う書類等の管理には細心の注意を払っている。また、膨大な漁業許可等が操業開始時期に間に合わないことで、漁業者の経済的損失が生じないよう、許可申請の関係者に対して事前準備等の周知を行うことで、円滑な許認可業務が可能となるよう心掛けている。

個人情報の漏洩がないよう、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令の運用について」等に基づき、外部への情報持ち出し制限や、必要に応じ施錠可能な書棚等への保管等に努めている。

漁業関係法令違反に対して、対応できるように洋上と調整事務所で連携し、事件想定訓練を行っている。また、さらなるスキルアップが図られるように、積極的に事件想定訓練に努めている。

なお、取締情報の流出等、情報漏洩が起きた場合には取締機関としての適格性が問われることから、全職員及び取締船乗組員に対して会議等を通じて情報管理の徹底を図っている。

洋上における船舶事故を想定した避難訓練を通じて乗組員とともに船舶の安全航行に努めている。

更に、効率的な漁業取締活動を図るため、近隣の漁業調整事務所とこれまで以上に連携した取締体制を構築していく。

漁業者等からの操業トラブルに関する解決要望等に対してはこれまでと同様に積極的に対応して行きたい。

(リスク管理に関する取組)

大臣許可漁業の許認可業務に係る個人情報については、当然のことながら室内の鍵のかかる専用の書棚で管理しており、今後も個人情報保護に万全を尽くしていく。

また、漁業操業に支障を来さないよう許認可手続きについては、迅速な書類のやり取りについて、関係者への指導に努めてきたところであり、今後も迅速な事務手続きに努める。

許認可に関する個人情報の外部への持ち出しについては、事例がなかったが、引き続き管理の徹底に努める。

職場内においては、検挙時の書類作成等に関するスキルアップ訓練を実施した。洋上と調整事務所との間の訓練は、今後も引き続き実施する。

個人情報の漏洩防止対策は、今後ともこれまでと同様に、全職員に対して情報管理の徹底を図って行く。

これまでも船舶事故を想定した避難訓練に参加し、船舶の航行安全に努めてきたところである。今後も引き続き、船舶の安全に関する講習に積極的に参加し、知識向上に努める。

過去に発生した問題を踏まえ、水産庁本庁担当課及び事務所内において、報告・連絡・相談を行うように努めているが点検の結果、報告・連絡・相談が不十分であった事案も見受けられたので、水産庁本庁担当課及び事務所内において、十分な議論を行うとともに、情報の共有化を図るよう徹底した。

これまでも出張前の打合せ会議・出張後の報告会議を実施、また、毎週月曜日の定例幹部会議、その後の各課課内会議において全職員に業務の必要事項を周知するなどの情報の共有化を図ってきたところである。今後も引き続き継続し、情報の共有化に努める。

### 3. 業務を適切かつ円滑に遂行するための職場環境づくりについて

・これまでの取組実績及び現在実施している取組

漁業環境を取り巻く現状を知る上では、現場漁業関係者との意見交換の場が重要と認識しており、操業指導会議や資源評価説明会等の場を通じて現状把握に努めている。

また、北海道では多種多様な漁業が広域で営まれており、全てを把握することは時間を要することから漁業者団体を通じて、漁業者の声を聞くように努めている。

・今後の課題とその改善策

漁業関係者との意見交換の場では、現場漁業者から厳しい批判を受ける機会が再三ある。このような現場の貴重な意見を可能な限り政策に反映されるよう、今後も地道な説明や現場状況の把握などに努め、漁業者の理解を深めるよう努める。

今後も漁業実態把握のための漁船乗船などの機会を積極的につくり国民の声を聞くよう努める。

### 4. その他の農林水産省改革を進めるための取組について

・これまでの取組実績及び現在実施している取組

・今後の課題とその改善策